

第4章 包括外部監査の結果と意見（個別事項）

1. 農業関連

(1) 葉たばこ廃作関連緊急対策事業費（農産園芸課）

① 事業の目的

県土保全、水資源のかん養、美しい農村風景の形成や生物多様性の保全など多面的な機能を有している中山間地域を中心に栽培されている葉たばこは、平成22年度のたばこ増税に加え、東日本大震災の影響により原料の過剰在庫対策として、24年度以降の廃作募集を行った結果、県内では106haの応募があり、廃作後の農地の有効な利用と中山間地域の農業再編は喫緊の課題である。

そのため、廃作後の転換作物の円滑な導入・定着による農地の適正な利用及びたばこ廃作を契機とした既存産地の再編を図るため、施設・機械の整備を支援し、中山間地域の活性化を図る。

② 予算額及び決算額

予算額：19,000,000円

決算額：13,186,674円

③ 事業の概要

1. 葉たばこ廃作対策推進事業（1,000千円）

葉たばこ廃止に伴い、中山間地域の農業再編が進む地域において、農地の有効活用や転換品目推進、既存産地の再編を進めるため、関係機関・団体等が連携した推進体制を構築し、産地化を進めるなど安定した農業経営を推進する。

2. 葉たばこ廃作地域再生支援事業（18,000千円）

事業実施主体：市町（農協、生産集団等）

事業内容：葉たばこからの転作品目栽培に必要な省力・低コスト化や高品質生産に必要な機械・施設等の整備並びに既存産地の再編に必要な共同利用施設等の整備を支援する。

3. 採択要件

- a. 葉たばこの廃作を活用した新たな産地化を進める計画のある地域又は既存産地の再編に係る地域であること
- b. 葉たばこ廃作後に導入する品目又は既存産地再編に必要な共同利用機械・施設整備であること。
- c. 作付け規模・受益面積・受益農家数一定以上

(意見) 葉たばこ廃作関連緊急対策事業費の必要性

日本たばこ産業株式会社（JT）との全量契約栽培である葉たばこが、喫煙規制強化や需要量の減少に加え、平成 22 年 10 月の大幅な増税、東日本大震災の影響により、販売量が前年比 24%減となる見込みとなった。このことにより国内産葉たばこの過剰在庫対策が必要となったため、廃作募集を行った結果、県内では、110 戸（平成 23 年度耕作者の 62%）、106ha の廃作希望があり、それらが平成 24 年度より廃作されることとなった。そのため、廃作による耕作放棄地を増やさないよう平成 24 年度中の早急な転換作物の導入、葉たばこ廃作を契機とした産地再編などが喫緊の課題となったため、県費から転換作物栽培に必要な機械・施設等の整備及び産地再編に必要な共同利用施設等の整備を支援することとなった。

当事業以外にも、廃作農家に対する所得補償として、JT から廃作協力金が 10 a 当たり 280 千円支払われている。県内葉たばこ生産者からの応募廃作面積の合計は 10,616.6 a であるから、約 297 百万円の廃作協力金が、県内廃作農家に助成される計算である。JT から日本たばこ耕作組合へは、今後の営農活動や転換作物に対する助成ではない旨説明がされているが、廃作農家に対する補償について、廃作協力金以外に県が独自で葉たばこ廃作関連緊急対策事業を行う必要に関して納得しがたい。葉たばこ以外の廃作農家にも同様にこのような事業を行ってはいるのであろうか。

また、農家は一軒に一台専用の農業機械を所有するのが一般的であると思われる。にもかかわらず、わざわざ共同利用機械の購入に県費を投入する必要があったのか疑問である。全ての廃作農家が同等にこの事業の恩恵を受けるようなものとは到底考えられない。当事業は、平成 24 年度のみの実施であることから、共同利用機械等購入後の使用実績の調査等を行う予定もなく、実際に有効に活用されているかどうかはわからない。廃作にあたり県費による補助が行われたのは初めてとのことであるが、今後似たような事業を行う場合も考えられるので、共同利用農業機械が本当に有効活用できているかどうかの検証をして頂きたい。

(2) あぐりすとクラブ プロジェクト活動支援事業費
(農産園芸課担い手・農地保全対策室)

① 事業の目的

農業のビジネス化に向けた自主的な活動を支援するとともに、農業者のビジネススキルの向上、会員相互のノウハウや技術等を活用した新商品、新サービスの開発、販路開拓等 6 次産業化への取り組みを推進し、農業関連ビジネスの創業・発展を支援する。

② 予算額及び決算額

予算額：9,850,000 円

決算額：9,258,717 円

③ 事業の概要

意欲ある農業者や県内外の民間企業等で構成された「あぐりすとクラブ会員」403名（うち、農業者会員 253、企業会員 150）を対象に、農業者の経営能力の向上、会員相互のノウハウや技術等を活用した新商品、新サービスの開発、販路開拓等への取り組み、農業関連ビジネスの創業等を支援する。

・ ビギナーズ活動支援事業

会員情報交流会やビジネススキルアップ研修会の開催（のべ 13 回）

情報誌「あぐりすと」の発行（3,000 部）

HP やメールによる情報提供

・ プロジェクト活動支援事業

コーディネーター支援による課題解決の取り組み

展示商談会等への参画支援

・ プロフェッショナル活動支援事業

会員が取り組んだプロジェクト活動を基に、具体的なビジネス化に向けた自主的活動を支援

プロジェクト活動支援事業による支援実施例（平成23年度～平成24年度）

農業者 【品目】	商品化等の概要	あぐりすとクラブ プロジェ クト による支援	平成25年度以降の取組
A 【みかん、伊 予柑、レモン】	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業とのコラボ商品の開発 ・伊予柑ピール、レモンピールの開発、販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング及びコラボ商品の試食評価、助言 ・ピールの加工技術指導、試作品への助言 ・販路開拓支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の意向を反映しながらピールの商品改善を行うとともに、新規に柑橘のマーマレード、ジャム、ソース等の加工品開発にも取り組んでいる。
B 【茶】	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業とのコラボ商品の開発、販売 クッキー、キャラメル、ホットドリンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規取引先とのマッチング、商談支援 ・コラボ商品の試食評価、助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・コラボ商品の継続販売を行っているとともに、新たに粉末茶の活用に向けて、洋菓子店等へ提案を行っている。
C 【レインボーキウ イ】	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産果実を使ったコラーゲンゼリーの開発、販売 ・首都圏果実専門店、百貨店、高級レストラン等との取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・コラーゲンゼリーの素材となる県内産物提供農家の紹介、マッチング ・県内での商品取扱店とのマッチング ・商談のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏果実専門店等と安定取引を行うとともに、愛媛のお土産スイーツとして、空港、JR、道後ホテル等での販売展開ができるように商談を重ねている。
D 【ブルーベリー、 まこもたけ】	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業とのコラボ商品の開発、販売 ・ブルーベリーを使った加工品の開発、販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージデザイン、パンフレット等の作成サポート ・県内外の商談サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化法に基づく事業計画の認定を受け、まこもたけの新商品化に着手した。 ・商品の新たな販路先として、ネットショップの拡充を検討しており、他農家を巻き込んだショップ運営の準備を進めている。
E 【みかん】	<ul style="list-style-type: none"> ・みかんジュースの開発、販売 ・女性起業家3人でコラボ商品の開発 ・百貨店お歳暮ギフトとして採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規取引先とのマッチング、商談支援 ・女性起業家のマッチング及び商品開発支援 ・百貨店とのお歳暮ギフトの商談支援 ・商品パンフレット等の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・みかんジュースについては、県外卸業者との取引が始まるなど、県外にも取引を拡大させている。 ・女性起業家のコラボ商品については、好評であったことから、お中元ギフトへも採用されるようになった。

(指摘) 「ビジネススキルアップ研修会」無料開催の妥当性

当該支援事業は、ビギナーズ活動支援事業・プロジェクト活動支援事業・プロフェッショナル活動支援事業と言ったように、各段階の農業者の育成、発展を主眼としているため、ターゲットを分けて支援事業を展開している点及び課題解決型の事業を展開している点は評価するものの、愛媛県が「ビジネススキルアップ研修会」を無料で実施する必要がなぜあるのか疑問である。「ビジネススキルアップ」意欲の有無は農業にかかわらず本人の問題である。対価を支払ってでも「ビジネススキルアップ」したいと思う人たちを対象にしているにもかかわらず、対価を徴収して実施しなければ、本当の意味での身に付く研修にならず、結局本人のためにはならないのではなかろうか。その意味では、研修会は無料で行うのではなく適切な金額を徴収して行うべきである。

受講者にとって研修会では一般的に対価に相応する質を求めるが、お金を払っていないければどうしてもその価値が低く感じられ、欠席とかも多くなる傾向がある。それに対して有料の研修会では受講生も支払った金額以上のものを得ようとし、それ相応の質の高さを求める。そのため、研修を行う側も見合った内容を提供せざるを得なくなり、お互いに良好な緊張感も維持できるはずである。

(意見) プロジェクト活動支援事業について

当該支援事業ではコーディネーターを派遣して企業による商品開発や販路開拓を支援している。しかしながら、県が商品開発や販路開拓に主体となって取り組んでいるという訳ではなく、県が紹介したコーディネーターと企業の取り組みに委ねられているのが現状である。上記、「ビジネススキルアップ研修会」の無料開催の妥当性との関連にもなるが、コーディネーター費用は本来、成果を求める企業が負担すべきである。県が負担する必要性が本にあるのであろうか。

さらに、上記の通り、プロジェクト活動支援事業において一定の成果は認められるものの、監査人が感じたのは、農業関連事業においては似通った事業が林立し、似通ったことが各事業で行われているということである。

例えば、後述する「えひめの農林水産物販売拡大サポート事業」では、えひめ愛フード推進機構を中心として、生産者や市町等と連携し、県産農林水産物のブランド化や県内外での販売拡大に取り組むことで、効果的な事業執行を目指している。農産物の商品開発や販路開拓において、実施主体が県に複数存在する意義はあるのであろうか。本事業におけるコーディネーター派遣による商品開発や販路開拓事業の実施主体をえひめ愛フード推進機構に統合して、効率的な事業執行を行うとともに、情報が共有できる仕組みとすることを検討すべきではないだろうか。

(3) グリーン・ツーリズム推進事業費（農政課）

① 事業の目的

都市と農山漁村の交流により、地域の活性化と所得の拡大等につながるグリーン・ツーリズムを推進するため、四国4県が一体となって情報発信等に取り組むとともに、県推進協議会を通じて、効果的に人材育成、情報発信、交流イベントを実施する。また、地域協議会の広域連携・自立化を推進するための「しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会」「うちこグリーン・ツーリズム協会」「愛南グリーン・ツーリズム推進協議会」への助成も実施する。

② 予算額及び決算額

予算額：5,511,000 円

決算額：4,831,164 円

③ 事業の概要

・ 四国4県連携事業費（500千円）

農林水産業や遍路文化など共通の資源を持つ四国4県が連携し、それぞれが持つ体験メニューや施設などを有効に組み合わせて、都市住民や定年退職者をターゲットに、企画研究、人材育成、情報発信事業を行う。

・ 県グリーン・ツーリズム推進組織活動支援費（1,100千円）

全県的な取り組みを推進するため設置した推進組織の活動を支援するため、負担金を支出する。

・ グリーン・ツーリズム推進チーム活動費（1,342千円）

グリーン・ツーリズムの推進を加速するため、本庁、地方局に部局横断的な推進チームを設置し、農林漁家民宿の開業支援等を行う。

・ 子ども農山漁村交流プロジェクト推進費（569千円）

子ども農山漁村交流プロジェクトを推進するため、受入地域の計画立案支援、受入マニュアルの作成を行う。

(1) プロジェクト推進支援費 195 千円

(2) 受入マニュアルの作成費 374 千円

・ 地域連携・自立化支援事業費（2,000千円）

グリーン・ツーリズム推進に意欲のある地域の農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画し、都市住民を受け入れる受け皿づくりを行うとともに、グリーン・ツーリズム活動や教育旅行の受け入れ等に意欲のある地域協議会が交流事業のノウハウの取得及び受け入れ体制を広域で整備し組織の自立化を行う。

④ 平成 25 年度事業の概要

- ・ 四国 4 県連携事業費 (500千円)

農林水産業や遍路文化など共通の資源を持つ四国 4 県が連携し、それぞれが持つ体験メニューや施設などを有効に組み合わせて、都市住民や定年退職者をターゲットに、企画研究、人材育成、情報発信事業を行う。

- ・ 県グリーン・ツーリズム推進組織活動支援費 (1,100千円)

全県的な取り組みを推進するため設置した推進組織の活動を支援するため、負担金を支出する。

- ・ グリーン・ツーリズム推進チーム活動費 (1,542千円)

グリーン・ツーリズムの推進を加速するため、本庁、地方局に部局横断的な推進チームを設置し、農林漁家民宿の開業支援等を行う。

- ・ 「瀬戸内しまのわ2014」グリーン・ツーリズム誘客事業費 (769千円)

「瀬戸内しまのわ 2014」(26 年度)を活用して、グリーン・ツーリズムを広く宣伝することにより、農山漁村への誘客を図る。

- ・ 地域連携・自立化支援事業費 (2,000千円)

グリーン・ツーリズム活動や教育旅行の受け入れ等に意欲のある地域協議会が交流事業のノウハウの取得及び受け入れ体制を広域で整備し組織の自立化を行う。

(意見) 地域活性化・農林水産関係者の所得拡大等に関する事業の積極的推進について

過疎・高齢化により農林水産業だけで生計を立てるのが難しい農山漁村において、如何に担い手の確保・育成を図るかが大きな課題となっている。グリーン・ツーリズムは、受け入れ側の農山漁村地域に、①民宿経営と有料体験メニュー提供による農林漁家の所得向上、②農山漁村地域全体の受益、③女性の参加、高齢者の生きがい創出という効果があり、住民主体の農山漁村の振興策として期待されているものである。また、愛媛県では、グリーン・ツーリズムは、農林漁家が本業を継続しつつ、大きな初期投資をせずに民宿経営や体験メニューを提供することで、所得を向上させることを狙いに事業推進がなされている。

下表のとおり、愛媛県においては、推進実績データは毎年集計されている。農林漁家民宿及び交流施設の年間宿泊者数及びグリーン・ツーリズム体験メニュー数は年々増加しており、順調に推移している。実績の拡大に従って、農林漁家の所得向上が図られていると考えられる。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
農林漁家民宿の年間宿泊者数	1,665	2,444	3,349	4,298	5,499	5,563	5,615	5,920	6,453
交流施設※の年間宿泊者数	66,575	68,323	68,727	70,961	70,042	71,751	66,195	77,240	77,987
グリーンツーリズム体験メニュー数	データなし			266	308	316	327	328	358

※交流施設とは、都市農山漁村交流を目的に市町・農協等が補助事業で整備し、運営管理する施設

農林水産関係においては、事業の「効果」や「実績」の集計や評価を適時適切に行うことが困難であったり、行われなかったりすることがある多い中で、本事業では、低廉な予算の中で効率的に事業推進が行われ、かつ適切に自己評価が行われていると評価できる。

地域の活性化と農林水産関係者の所得の拡大等のために、今後もこのような事業を積極的に推進していただきたい。